

半島振興対策の概要

I 半島振興のあらまし

1 半島振興法の成立

(1) 半島振興の必要性：

地理的な制約条件から多くの課題を抱える半島地域の振興を図ることが必要

いわゆる半島地域は、三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れているなどの制約の下にあり、産業基盤や生活環境の整備等につき他の地域と比較して低位にある。このようなことから、多くの半島地域においては、人口の減少、高齢化の進行など様々な課題を抱えるようになっており、地域住民の生活の向上、国土の均衡ある発展等の観点から、こうした半島地域の振興を図ることの重要性が強く指摘されるようになった。

(2) 「半島振興法」の成立：

関係各方面の強力な支持により、昭和60年に議員立法として成立

(1)のような状況を踏まえ、また、半島地域を抱える地方公共団体関係者等からの切実な要望を受けて、各政党においては、重要政策課題としてこの問題に積極的に取り組んだ。その結果、昭和60年、衆議院建設委員長提出の議員立法として、半島振興法が制定された。

2 半島振興法成立後の経緯

(1) 半島振興法の一部改正：昭和63年、半島振興上必要な措置を追加する改正

半島地域の振興上重要な交通基盤の整備を促進するため、昭和63年、以下の事項を追加することを内容とする半島振興法の一部改正が行われた。

①半島循環道路等の整備、②基幹的な市町村道等の整備、③小型航空機用飛行場等の整備

(2) 半島振興法の延長及び一部改正：平成7年、法の期限を10年間延長する等の改正

半島地域が産業基盤や生活環境の整備等の面で依然として低位にある状況を踏まえ、平成7年に半島振興法が改正され、平成17年3月末日まで期限が延長された。

また、その際、①情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、②高齢者の福祉の増進、③地域文化の振興等に係る配慮規定の追加等の改正も併せて行われた。

(3) 半島振興法の延長及び一部改正：平成17年、法の期限を10年間延長する等の改正

半島振興法は、平成17年3月末日がその期限となっていたが、依然として半島地域の活性化のための支援が求められている状況を踏まえて、平成17年に同法が改正され、平成27年3月末日まで期限が延長された。

また、その際、①法律の目的への「半島地域の自立的発展」の追加、②半島振興計画の記載事項の追加（国土保全施設等の整備、地域間交流の促進）、③高度情報通信ネットワークを活用した通信体系の充実、④農林水産業の振興・地域間交流の促進についての国等の配慮規定の追加、⑤地方公共団体の不均一課税時の減収補てん措置の拡充（旅館業の追加）等の改正も併せて行われた。

II 半島振興法の概要

1 半島振興対策実施地域の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、都道府県知事の申請に基づき、半島振興対策実施地域を指定することとされている。（現在、23地域（22道府県））

- (1) 半島地域については、そもそも学問上の明確な定義はなく、例えば面積比といった数値で定量的かつ厳密に定義づけることも困難と考えられる。
- (2) 半島振興法においては、あえて「半島地域」の定義規定は設けず、「三方が海に囲まれ」一方が本土とつながっている陸地部分として、古来からの呼称に拠った社会通念上の半島としての地域を所与のものとし、それらの地域のうち、一体として総合的な振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を「半島振興対策実施地域」として指定することにより、法の適用対象となる「半島地域」を明確にしている。
- (3) なお、架橋等により本土との陸上交通が確保された島も、政策的かつ創設的に「半島地域」に含むものとしている。
- (4) 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、法第二条に定める要件に該当する地域を半島振興対策実施地域として指定することとされている。

○ 地域指定基準（国土審議会半島振興対策特別委員会決定）

法第2条第1項第1号要件

2以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。

- ・ 2以上の市町村の区域からなり、少なくとも広域市町村圏、地方生活圏その他広域的な地域振興施策の対象となる圏域程度の規模（当面、おおむね10万人以上を原則）を有する地域であること。
- ・ なお、当該2以上の市町村の区域に隣接している飛地がある場合には、その飛地を含めることができる。

法第2条第1項第2号要件

高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。

- ・ 高速自動車国道のインターチェンジ、空港及び新幹線鉄道の停車駅のうち、いずれか2以上の施設の利用が容易でないこと（当該地域からこれらの施設への到達時間（半島の最遠地・最近地からの所要時間の平均）がおおむね90分以上であること）。
- ・ その他、基幹的な産業基盤施設、生活環境施設等の公共的施設の整備が総合的に判断して不十分であること。

法第2条第1項第3号要件

産業開発の程度が低く、雇用の増大を図るための企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。

- ・ 第1次産業就業人口比率が全国平均を著しく上回る（おおむね2倍以上であることを原則とする）こと。
ただし、工業の集積の程度（飛地が含まれる地域にあっては当該飛地を除く。）が低い場合等はこの限りではない。

法第2条第1項本文

一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域

- ・ 人口が減少していること（昭和35年と現時点までを比較）。
- ・ 財政力指数（飛地が含まれる地域にあっては当該飛地を除く。）が、政令指定都市を除いた全国平均以下であること。
- ・ 住民の主体的意欲、合理的な振興計画の作成の可能性、都道府県等の指導体制、

執行体制等。

2 半島振興計画の作成

半島振興対策実施地域の関係都道府県知事は、半島振興計画を作成しなければならないこととされている。(あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得ることが必要)

なお、同意にあたっては、3大臣は関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないものとされている。

半島振興計画は、おおむね10年間の計画となっており、地域の創意・工夫と主体的取組による地域づくりを進めることを基本として、自然環境、伝統文化等に対する国民の認識の高まりや国際化、情報化、技術の高度化など新しい時代の動向を勘案しつつ、地域の特性に応じた計画が策定されている。

○ 半島振興計画の内容

半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次の事項について定める。

- ① 振興の基本的方針に関する事項
- ② 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- ③ 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- ④ 水資源の開発及び利用に関する事項
- ⑤ 生活環境の整備に関する事項
- ⑥ 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- ⑦ 教育及び文化の振興に関する事項
- ⑧ 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- ⑨ 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）
その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項
- ⑩ その他半島振興に関し必要な事項

3 具体的な支援措置

半島振興計画の円滑な達成等を図るとともに、地域産業の振興等による雇用機会の創出と地域経済力の強化に資するため、財政、金融、税制等様々な側面からの支援措置が講じられている。

(1) 財政上の措置 ～半島循環道路等の整備等～

半島地域の振興上重要な道路・施設の整備等を促進するため、関係省庁において、各種の財政上の支援措置が講じられている。

① 半島循環道路等の整備（法第10条関係）

国土交通大臣が指定した半島振興対策実施地域を循環する主要な道路等（半島循環道路等）については、事業費の確保に配慮するとともに、地方道の舗装その他の改築に関する国庫補助率の特例措置を講じている。

（一般地域：50%、半島地域：55%。平成19年度末まで）

○ 半島循環道路等の指定状況

	一般国道		道府県道		合計	
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
平成元年度	75(8)	4,638	49	969	124(8)	5,607
平成15年度	82(6)	4,921	39	685	121(6)	5,606

② 基幹的な市町村道等の整備（法第11条関係）

基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道、林道、漁港関連道については、都道府県が市町村に代わり新設及び改築を行うことができることとされている。また、当該都道府県が「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用団体である場合、国は補助率の嵩上げ（最高1.25倍まで）を行っている。

○ 基幹的な市町村道等の指定状況（指定路線数）

	市町村道	農道	林道	漁港関連道	計
平成元年度	18	4	2	10	34
平成15年度	21	20	11	1	53

③ 地方税の不均一課税に伴う措置（法第17条関係、昭和61年度以降）

半島振興対策実施地域内において、地方公共団体が、製造業・旅館業の用に供する設備の新設又は増設を行った者に課する事業税、不動産取得税又は固定資産税に係る不均一課税を行った場合、減収額のうち一定の額を、地方交付税の算定上基準財政収入額から控除して補てんすることとされている。

④ その他の主要措置

（ 辺地法の対象地域の拡大、農道整備事業の採択基準の緩和、地方道（都道府県道）の1次改築に係る採択基準の緩和、広域化促進地域上水道施設整備事業の補助採択基準の緩和等 ）
 なお、地域総合整備事業債は継続事業分を除き、平成13年度をもって廃止された

ところであるが、地域総合整備事業債の対象としていた半島振興道路整備事業（地方公共団体（都道府県、市町村）が地方単独事業として行う道路整備事業のうち、都道府県知事が指定した半島循環道路、一般国道へのアクセス道路等に関するもの）は、一般単独事業債（一般事業、充当率75%。元利償還に要する経費については、当該元利償還金の30%を地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入）の対象とされている。

(2) 金融上の措置 ～地域産業振興のための融資制度～ （法第9条関係）

① 地域産業振興・雇用開発特利制度（日本政策投資銀行による特利融資。昭和61年度から実施）

- 融資対象業種 鉱業、製造業、運輸業、卸売業・小売業、建設業、サービス業、文化・教養・スポーツ・レクリエーション事業
- 資金使途 設備資金
- 利率 政策金利Ⅰ※（平成17年度は政策金利Ⅱを適用）
※ 貸出金利は、個別案件ごとの事業内容・リスク・地域性などを踏まえ、貸出期間に応じた市場金利から政策性に見合った政策優遇（政策金利Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を行うこととしている。なお、政策金利Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの順に金利が低くなっている。
- 要件 投資額が2億円以上で、雇用創出効果8人以上のもの（製造業については、4人以上）
- 貸付限度 工事費の50%以内
- 貸付期間 原則20年以内

② 地域雇用促進制度（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による融資。昭和62年度から実施）

- 融資対象者 雇用創出効果が3人以上見込まれる者（中小企業者）
- 資金使途 設備資金及び運転資金
- 利率 ・ 運転資金・・・基準金利
・ 設備資金・・・特別利率
- 貸付限度 ・ 中小公庫：7億2千万円（長期運転資金は2億5千万円）。
（特利適用額） ただし、特利適用額については、2億7千万円
・ 国民公庫：7千2百万円（運転資金は4千8百万円）
- 貸付期間 ・ 設備資金・・・15年以内（据置2年以内）
・ 運転資金・・・5年以内（据置1年以内）、特に必要と認められる場合は7年以内（据置1年以内）

(3) 税制上の措置 ～特別償却、買換え特例等～ (法第16条関係)

半島振興対策実施地域内に企業を誘致育成し、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るため、税制上以下のような支援措置が講じられている。

① 特別償却（国税：所得税・法人税）

ア 半島振興対策実施地域内において、個人又は法人が、製造の事業の用に供する設備（取得価額2,500万円超）を新設又は増設した場合に、その機械・装置につき10/100、建物、附属設備につき6/100の特別償却を認める。

（適用期限）半島振興対策実施地域として指定された日から21年

イ 半島振興対策実施地域内において、個人又は法人が、旅館業の用に供する建物等（取得価額2,500万円超）を新設又は増設した場合に、7/100の特別償却を認める。なお、制度の適用が認められるのは、過疎地域に類する地域と認められる地域に限られる。

（適用期限）半島振興対策実施地域として指定された日から21年

② 事業用資産の買換え特例（国税：所得税・法人税）

半島振興対策実施地域以外にある特定の事業用資産を譲渡（土地譲渡益重課の対象となる土地等の譲渡を除く。）した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に半島振興対策実施地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みであるときは、当該譲渡による譲渡所得の一部（80%）について課税の繰延べが認められる。

（適用期限）所得税：平成18年12月31日

法人税：平成18年3月31日

③ 特別土地保有税の非課税（地方税）

半島振興対策実施地域内において、製造の事業の用に供する設備又は集会施設若しくはスポーツ施設の用に供する家屋若しくは構築物で、これらを構成する減価償却資産の取得価額が2,700万円超のものを新設又は増設した場合、その設備に係る工場用の建物の敷地又は集会施設若しくはスポーツ施設の用に供する家屋若しくは構築物の敷地及びその取得に対する特別土地保有税を非課税とする。

（適用期限）平成19年3月31日

(4) その他の配慮事項

- ① 地方公共団体が実施する小型航空機用飛行場等の整備に関する事業の促進についての適切な配慮（法第12条関係）

○ 小型航空機用飛行場等の整備状況

名称 (半島地域名)	事業年度	整備費 (国費合計)	供用開始年月
天草（宇土天草）	H元～H10	3, 397	平成12年3月
乙部ヘリポート (渡島)	H3～H4	49	平成5年4月
枕崎（薩摩）	S63～H2	390	平成3年1月

- ② 情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実についての適切な配慮（法第13条関係）
- ③ 農林水産業の振興についての適切な配慮（法第13条の2関係）
（生産基盤の強化、地域特産物の開発及び流通・消費の増進、鳥獣による被害の防止、観光業との連携の推進等）
- ④ 老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜（デイサービス）を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等についての適切な配慮（法第14条関係）
- ⑤ 文化的所産の保存及び活用についての適切な配慮、地域における文化の振興についての適切な配慮（法第15条関係）
- ⑥ 観光その他の半島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進についての適切な配慮（法第15条の2関係）